

シャーナリストやなぎはらみか
柳原三佳

新 交通事故のホームズの事件簿 1

短期連載

ありふれた交通事故の裏に隠された真実。独自の緻密な分析で迫る交通事故鑑定人、駒沢幹也氏(まのこ)の事件簿から、待望のシリーズ再開。第一話は「ひき逃げ」事件から幕が開く。凍てつく国道に放り出されていた主婦の遺体。夫が重い口を開いたとき、事件の全貌が明らかになったように見えたが――。

雪国の小さな町の警察署に、「ひき逃げ事件発生」の第一報が飛び込んできたのは一九八〇年の冬のある日、朝八時を少し回ったころだった。

前夜から雪が降り続き、早朝の気温はマイナス一四度。凍結した国道の路上に放置されていた被害者は、近所の人に発見されたとき、すでに氷のように冷たくなっていた。

遺体の周辺には、車のものとみられる塗膜片やガラス片が散らばっていた。警察官はそれらをていねいに拾い上げながら現場検証を進めた。被害者は、現場の国道のすぐ前に住む主婦、藤田牧子さん(四十代、仮名)とわかった。自宅の敷地内にある工場を夫とともに切り盛りし、「明るく働きの」と評判の女性だった。

司法解剖の結果、死亡推定時刻は前夜の午後七時十分から当日の午前三時十分までの間。体のいたるところに骨折と傷がみられたが、それらは致命傷ではなく、死因は「凍死」だった。死

因は判明したが、いくつかの謎が残った。

まず第一に、息も凍るような冬の真夜中に、普通の主婦が、なぜ外出しなくてはならなかったのかということ。そしてもう一つは、遺体の周辺に落ちていた車の塗膜片やガラス片が、一台だけのものではなく、何台分も交じっていたことである。

事故直後、夫の康男(四十代、仮名)は警察の事情聴取に対し、

「朝、近所の人から知らせを受けるまで、妻がいなくなっていることにはまったく気がつかなかった」と語るばかりで、あとは視線をそらして曖昧な供述を繰り返していた。しかし、捜査官に問い詰められると、次のような告白を始めた。

「昨日は知り合いから借りてきたショベルローダーで、夕方の六時半ごろから工場の敷地内の除雪作業を始めました。妻はその横で、プラスチックのコップを持って手伝いをしてくれました。夜八時半ごろ、私はショベルローダーの上から『もういいぞ』と声をかけ、妻に家に入るように促しました。それから二十分ほど作業を続け、ショベルローダーを知人に返しに行きました。」

私が自宅に戻ったのは午後十一時ごろです。それから風呂に入り、十二時

凍てつく国道に妻の遺体を捨てた夫の謎

ごろ床につこうとしたときに、先に眠っているとはかり思っていた妻がいなことに気づきました。工場や事務所を捜しましたが、それでも見つからなかったので外へ出てみると、庭の隅に置いてあった古い乗用車の近くにスコップが落ちていたんです。

私は、除雪作業をしていた八時四十分ごろ、この車にシヨベルローダーをぶつけてしまったことを思い出し、ひよっとしたらそのときに妻をひいて雪の中に埋めてしまったのではないかと思ひ、あわててそのスコップで雪の山を掘り起こしました。

そしたら、血に染まり顔面蒼白になった妻が雪の中から出てきたのです。体は氷のように冷たく、呼吸もしていないようで、胸に手を置いても鼓動が伝わってきませんでした。私は茫然自失となり、妻を抱いたまましばらくそこに座り込んでいました。

寒さのために我に返り、妻の遺体を自宅に運ぼうとしましたが、顔はひどい状態で、とても子供たちには見せられないと思ひました。そのうち、ふと、このままでは自分が妻を殺したと疑われてしまうのではないか、という

不安が頭をよぎったのです……」
なぜそんな不安を抱いたのか、その理由について夫は、こう供述したのだ。

「妻の親戚の会社の保証をして非常な負債があったし、事故が起きたと思われれるころより、こんなに時間がたつて発見して届けても、だれが信じてくれるかと……」

それで、いっそのこと交通事故に見せかけようと思ひ、妻の遺体を国道まで運び、そのあと、自分の工場から車の塗膜片やレンズ片を持ち出してその周囲にはらまいたのです。自宅に戻ったのは午前二時ごろでした。もちろん、こんなことをしてもすぐにはれることはわかっていました。でも妻を失って茫然としたなかで、自分でもわけのわからないままに行動してしまつたのです……」

警察は「ひき逃げ事件」を「死体遺棄事件」と改め、夫の供述に基づいて再度の現場検証を行った。

夫はシヨベルローダーを運転するために必要な大型特殊自動車の運転免許も持っていなかったため、業務上過失致死、死体遺棄罪に加え、道路交通法違反の容疑で起訴された。

そして、一、二番ともに懲役一年六月（執行猶予三年）の判決を受け、翌年春に刑は確定した。

二番の判決では、「（妻を）雪の中から発掘しながら医師による診察を受けさせる処置に出ることなく、交通事故を偽装するまで……十数年にわたりに共に苦勞し協力し合ってきた妻に対する夫の仕打ちとしては、およそ考えられない人情に反する自己中心的なもの」と批判しながらも、「子供を養育しなければならぬ立場にある」などとして、刑の執行を猶予した。

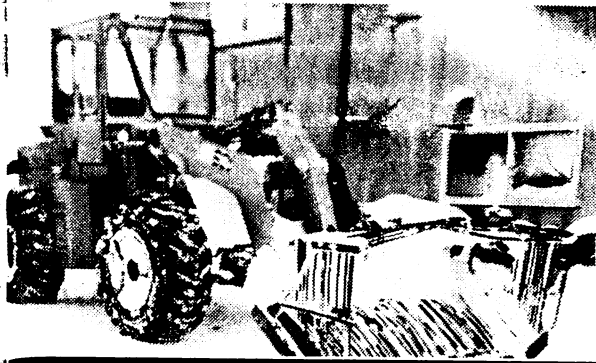
この事件が交通事故鑑定人、駒沢幹也氏のもとへ舞い込んできたのは、発生から半年後のことだった。

亡くなった牧子さんには多額の生命保険金がかけておられ、夫は大きな借金を抱えていたにもかかわらず、事故の一年半くらい前から多額の保険料を支払い続け、その保険金受取人の一人であった。

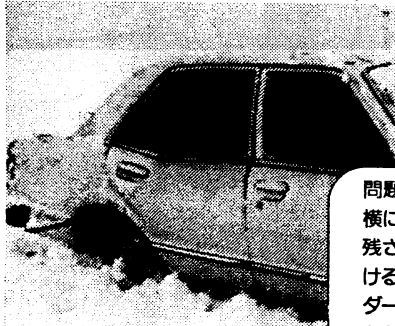
「不慮の事故」とはいえ、加害者は夫である契約者本人である。しかも、交通事故に見せかけるために妻の遺体を遺棄するなど、不審な点が多かった。そこで保険金を支払う前に念を入れて、駒沢氏が事故の鑑定をすることになったのである。

◆
駒沢氏が現場に足を運んだとき、現場周辺は雪ではなく緑の牧草に覆われる季節となっていた。だが、問題のシ

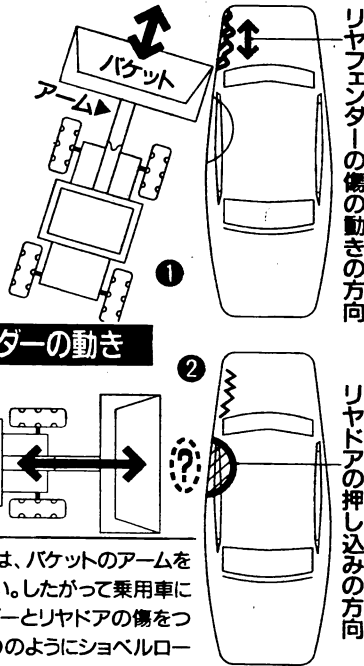
問題のショベルローダー。アーム部分は上下にしか動かず、手前のバケットを横に動かすには車の向きを変えねばならないタイプだった(写真上)。2種類の傷跡があった乗用車(下)



乗用車に残された傷とショベルローダーの動き



▼ショベルローダー ▼乗用車



問題のショベルローダーは、バケットのアームを横に動かすことができない。したがって乗用車に残されていたリアフェンダーとリアドアの傷をつけるには、それぞれ①と②のようにショベルローダーそのものの姿勢を変えて、矢印の方向に動かなくてはならない。フェンダーの傷は前後方向のごすり、かじりの類であるがドアの損傷は人体のような軟性の対象による押し込みとみられる。

「ショベルローダーと、「作業中にぶつけてしまった」という古い乗用車は、多少錆びてはいたものの、手つかずのまま放置されていた。」

「二台の車をひと目見たとき、私は、その事故の瞬間が目に浮かぶよう

な思いがしたよ」

駒沢氏は、重い口調で語り始めた。夫は、警察の調べに対して、「除雪中、ショベルローダーのタイヤが雪山の上に乗って、ハンドルが右に取られてしまいました。私はバケット

(ショベルローダーの先端にある、土砂や雪をすくい上げる部分)に載せた雪の重みで車が横転するのを避けるため、あわてて雪をその場に落とすたのですが、そのとき、横にとめてあった車にバケットの部分を通ってぶつけてしまったのです。おそらくその瞬間に、妻を知らずにひいて埋めてしまったのだと思います」

「ところがね、乗用車に残されていた傷の状況は、夫の供述とはまるで食い違っていたんだ」

と駒沢氏は指摘するのである。

まず、乗用車の大きな傷跡は後部ドアとフェンダーの二カ所に集まっていた。このうち、フェンダー部分の傷跡は明らかに硬い金属性のものごとすったり、ひっかいたりした結果とわかるものだったが、後部ドア部分のへこみは、バケットのような金属や、半凍結状態の雪のような硬いものがぶつかってきたものではなかった。明らかに、人体のような軟らかいものが強い力で押し込まれた結果、と見るべき形態をしていたのだ。

問題のショベルローダーは、アームを横に振ることはできないタイプで、バケットの方向を変えるには、車そのものを方向転換させなくてはならない。ドアのへこみは真正面から押し込

まれてきたとみられ、その傷を作るためのバケットの角度は、乗用車に対してはほぼ直角。つまり、ショベルローダーを真正面から車のドアにぶつけていった結果と考えられる(上の図参照)。

「となると、ドアの傷が除雪作業中に偶然ぶつかってできたというのは、おかしくなる。なぜかというところ、夫は乗用車と平行に動いて除雪していた、と供述しているからなんだ」

もう一つ、おかしな点があった。解剖所見によると、牧子さんの遺体にはバケットのところが先端で突き刺された傷跡が数カ所、スタンプで押し込まれたにはっきりと残されていた。そして、傷の並びや場所、角度から考えて、突き刺された瞬間、牧子さんは雪に埋もれて横たわっていたのではなく、直立に近い状態で立っていたと推定されると駒沢氏は言うのだ。

「しかも、バケットの先端が偶発的に当たったとすれば、傷は引っかけたような荒れた損傷になるはずなのに、そうした傾向は見られない。主立った傷はすべて人体のほうを向いてつくられていたんだ。まるで狙い撃ちされたかのように……」

しかも突き刺された傷は、体の表と裏の両方にあつた。つまり、バケットは少なくとも二度、牧子さんに当たっ

たわけで、その瞬間、彼女は立ったまま逃げようと体の向きを変えたと考えられる。私も実際、現場でシヨベルローダーの運転席に座ってみたが、見通しはよく、身長一五〇センチぐらいの人なら十分に姿を確認することができる。シヨベルローダーのエンジン音がうるさかったとしても、もし牧子さんが悲鳴をあげれば、運転席に聞こえていたと思うのだが……」

そして、駒沢氏は次のような状況が想定されると結論づけた。

「牧子さんは、シヨベルローダーに過って『ひかれて』雪に埋められたのではなく、バケットで乗用車に『押しつけられた』のではないか。この事件を『単純な作業中の死亡事故』として処理した捜査当局に、その根拠を一から問いただしてみたい、というのが私の率直な思いだよ」

事故の疑問点の追及 に夫は保険金を断念

事件からは時間がたちすぎて、保存されている証拠はけっして十分とはいえなかったが、駒沢氏はその中から可能な範囲で推定される事実を抽出し、「意見書」にしたためた。

駒沢氏と一緒にこの事件を担当したD弁護士はこう話す。

「この事件では、一、二審とも判決文の大半が、夫が牧子さんを道路へ運んだとき、はたして彼女は生きていたのか死んでいたのか、の認定に費やされました。もし死んでいたのなら『死体遺棄罪』（三年以下の懲役）、生きていたのなら『保護責任者遺棄罪』（五年以下の懲役）になるわけで、罪が変

わってくるからです。

結局、彼女の死亡時刻が医学的な鑑定でも特定できなかったため、裁判所は最終的に死亡の事実を認定したうえで、軽いほうの『死体遺棄罪』を成立させました。しかし、そうした争点以前に、もっと科学的な捜査をしていれば、駒沢氏の鑑定にもあつたように、事件の裏に隠されていたもっと重大な真相を明らかにすることができた可能性があると私は考えています。なぜ捜査当局は、もっとしっかり調べなかったのかと思うと、残念です」

D弁護士は駒沢氏の「意見書」に基づき、事件の再捜査を求めて夫を検察庁に告訴することも検討した。しかし、捜査当局は消極的だった。判決はすでに確定していたし、改めて捜査をし直すには、事件直後の証拠保全が不十分だった。

しかし、D弁護士は「意見書」から導かれる「事故」の疑問点を、数十項目にわたって書面で夫に質問していった。結局、夫は保険金の請求権を断念し、夫以外に受取人となっていた子供に対してだけ保険金が支払われた。保険金をめぐる事件は終わったが、その真相を確定するまでには至らなかった。

その後、夫は借金を返済すると、どこかの町へ越していき、子供は妻の実家に引き取られていったという。支払われた保険金は子供の役に立ったのだろうか。

「もし、私の推定のほうに真実があつたとしたら、牧子さんは死んでも死に切れない思いだっただろうね」
そう語る駒沢氏の表情は、いつになく曇っていた。

(つづく)

朝日新聞社の本

人はなぜ 騙されるのか

非科学を科学する

安斎育郎

超自然現象を科学的に
究明する著者が、
人が錯誤の世界におちる
仕組みを説く。

定価1500円(税込)
四六判上製・224ページ

朝日新聞社

お求めは書店、ASA(朝日新聞販売所)で。